（経過措置）

第二条　この政令による改正後の地方税法施行令（次項において「新令」という。）附則第十条の二の二第十一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

2　新令附則第十条の二の二第十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第四条第一項中「平成三十一年九月」を「令和元年九月」に改め、同項の表中「三十一年旧地方税法」を「元年旧地方税法」に改め、同条第二項中「平成三十一年九月から」を「令和元年九月から」に改め、同条第三項中「平成三十一年六月」を「令和元年六月」に改め、同条第四項中「平成三十一年九月」を「令和元年九月」に改め、同表附則第六条の十一第一項の項中「平成三十一年九月」を「令和元年九月」に改め、同表附則第六条の十一第二項の項中「平成三十一年六月」を「令和元年六月」に改め、同条第三項中「平成三十一年九月から」を「令和元年九月から」に改め、同項の表第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第一項の項中「平成三十一年九月」を「令和元年九月」に、「三十一年旧地方税法」を「元年旧地方税法」に改め、同表第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第一項の項中「平成三十一年九月」を「令和元年九月」に、「三十一年旧地方税法」を「元年旧地方税法」に改め、同表第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第二項の項中「平成三十一年六月」を「令和元年六月」に、「三十一年旧地方税法」を「元年旧地方税法」に、「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に改め、同条第四項中「平成三十一年十二月から平成三十二年二月まで」を「令和元年十二月から令和二年二月まで」に改める。

附則第五条の表附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される第三十五条の十九第一項の項、附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される第三十五条の十九第二項の項、附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される第三十五条の二十一第一項の表の項及び附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される第三十五条の二十一第二項の表の項中「三十一年旧地方税法」に改める。

附則第六条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に改める。

附則第八条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

（地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第四項及び第六条第四項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改める。

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第五条　地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号の三中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第四号の四中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第七条第五項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第十四条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和元年十月一日から令和二年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改め、同条第三項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に改める。

（地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部改正）

第六条　地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第二条中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三条中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第七条　地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

第八条　地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第二条第六項及び第七項中「平成三十五年三月」を「令和五年三月」に改め、同条第八項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

（地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第九条　地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項から第八項までの規定中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第十条　地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十年政令第百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第二号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第三号中「加える改正規定」の下に「並びに第九条中地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令第五条第一項及び第三項の改正規定」を加え、「及び第九条（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令第五条第一項及び第三項の改正規定に限る。）」を削り、「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第四号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第五号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改める。

附則第二条中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第四条中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改める。

附則第五条中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第六条中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改める。